

大阪府テニス協会規約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は大阪府テニス協会と称する。英文表記は、Osaka Tennis Association (略称 O T A) とする。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を大阪市西区京町堀 2-13-1 に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、府下におけるテニス界を統轄し、代表する団体として、テニス競技の普及・振興を図り、もって、府民の心身の健全な発達と日本国内外の親善に寄与・貢献することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) テニスの普及及び指導・育成
- (2) テニス選手の競技力向上
- (3) 府下におけるテニス競技会の主催及び運営主管並びにテニス競技会の後援・公認
- (4) 府下におけるテニスの講習会・研修会・練習会の開催
- (5) その他、本会の目的達成に必要な業務

第3章 加盟団体及び協力団体

(加盟団体)

第5条 本会に加盟する団体は、各市町村におけるテニスを統轄する団体（市町村テニス協会又は連盟）を加盟団体とする。

2. 次の各号の一つに該当するものを加盟団体とすることができる。

(1) 大学（校）、高等学校、高等専門学校、中学校等を各々代表する府内の学校テニス団体

(2) 目的別に組織された府内テニス団体

3. 加盟団体となろうとする団体は、理事会の提案に基づき、評議員会において、承認を得て加盟することができる。

4. 加盟団体は、本会に対し、別に定める分担金を毎年納入しなければならない。

(協力団体)

第6条 前条第2項のテニス団体のうち、理事会で指定した団体を「大阪府テニス協会協力団体」とする。

2. 大阪府テニス協会協力団体は、第3条の目的を達成するために必要と認めるときは、この団体との間に事業関係を築くことができる。

第4章 役員

(役員の数)

第7条 本会には次の役員を置き、定員は次の通りとする。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事 35名以内（内理事長1名、副理事長若干名、常務理事若干名）
- (4) 監事 3名以内
- (5) 評議員 第8条第7項及び第8項により選出された数

(役員を選任及び解任)

第8条 役員を選任及び解任は評議員会で行う。

- 2 会長、副会長は評議員会で推挙する。
- 3 理事は各市町村テニス協会（連盟）の地区を代表する者及び、その他加盟団体から推薦し評議員会で選任する。
- 4 前項とは別に会長の指名により17名以内の理事を推薦し評議員会で選任することができる。
- 5 理事長・副理事長・常務理事は理事の中から会長が指名する。
- 6 監事は評議員会で選任する。
- 7 評議員は各加盟団体より1名推薦し、評議員会で選任する。
- 8 前項とは別に会長の指名により5名以内の評議員を推薦し評議員会で選任することができる。

(任期)

第9条 役員任期は次の通りとする。

- (1) 役員任期は2年とし、再選を妨げないものとする。
- (2) 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。
- (3) 役員は任期が満了しても後任者が就任するまでその職務を行うものとする。

(役員職務)

第10条 会長は本会を代表し、会務を統括し最終責任を負うものとする。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故が生じた場合、その職務を代行する。
- 3 理事長は評議員会で決議された会務及び緊急事項を処理する。
- 4 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故が生じた場合、その職務を代行する。
- 5 常務理事は常務理事会を組織し、評議員会の決議による具体的事項をなすとともに会務を分担する。
- 6 理事は理事会を組織し、評議員会の決議に従って全般的事項をなすとともに会務を分担する。
- 7 評議員は評議員会を組織し、総会の決議に従って全般的事項をなすとともに会務を分担する。
- 8 監事は本会の業務及び会計を監査する。

(名誉会長及び名誉副会長)

第11条 会長は、理事会の承認を得て名誉会長及び名誉副会長を委嘱することができる。

2 名誉会長及び名誉副会長は、本会の運営について指導、助言するものとする。ただし、議決には加われない。

3 任期は2年とし、人数は定めない。

(顧問及び参与)

第12条 会長は、諮問機関として顧問及び参与を理事会の承認を得て委嘱することができる。

2 顧問及び参与は、本会の運営について指導、助言するものとする。ただし、議決には加われない。

3 任期は2年とし、人数は若干名とする。

(相談役及びアドバイザー)

第13条 会長は、諮問機関として相談役及びアドバイザーを理事会の承認を得て委嘱することができる。

2 相談役及びアドバイザーは、本会の運営について指導、助言するものとする。ただし、議決には加われない。

3 任期は2年とし、人数は若干名とする。

第7章 会 議

(会 議)

第14条 本会の会議は、評議員会、常務理事会、理事会とする。

2 評議員会は会長が招集し、その議長となる。

3 常務理事会、理事会は会長の承認を得て理事長が招集し、それらの議長となる。

4 会議は総数の半数以上の出席（委任も含む）で成立し、決議は出席者の過半数を持って決する。

5 会議の目的、日時及び場所は2週間前までに通知しなければならない。

(評議員会)

第15条 評議員会は決議機関であって、会長、副会長、理事長、副理事長、常務理事、理事、評議員をもって組織する。

2 評議員会で議決ないし承認される事項は次の通りである。

(1) 事業計画及び事業報告に関すること。

(2) 予算及び決算に関すること。

(3) 役員の選任及び解任に関すること。

(4) 規約の改廃に関すること。

(5) その他必要と認める事項。

(理事会)

第16条 理事会は執行機関であって、会長、副会長、理事長、副理事長、常務理事、理事をもって組織する。

2 評議員会に付議する議案はあらかじめ理事会に諮らなければならない。

(常務理事会)

第17条 常務理事会は執行機関であって、会長、副会長、理事長、副理事長、常務理事をもって組織する。

第8章 委員会及び事務局

(委員会)

第18条 本会はその目的達成に必要な委員会を置くことができる。

2 委員会の委員長及び委員は理事会に諮って会長が委嘱する。

3 決議事項は必要に応じて、常務理事会へ報告の上審議することとする。

(事務局)

第19条 本会の会務を処理するために、事務局を置く。

2 事務局長、事務局員は会長が任命する。

第9章 会 計

(会 計)

第20条 本会の経費は、次に掲げるもので支弁する。

(1) 分担金

(2) 補助金、助成金

(3) 賛助金

(4) 事業収入

(5) その他の収入

(分担金の納入)

第21条 加盟団体は、協会の円滑な運営のため、分担金を年度始めに納入しなければならない。

(会計年度)

第22条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終了する。

(委 任)

第23条 この規約の施行に関して必要な事項は、規定で定める。

付 則

(昭和56年4月 1日 制 定)

(昭和60年4月 1日 一部改正)

(昭和62年4月 1日 一部改正)

(平成 3年6月24日 一部改正)

(平成 5年6月27日 一部改正)

(平成 7年6月 1日 一部改正)

(平成 9年5月29日 一部改正)

(平成11年6月25日 一部改正)

(平成13年7月 1日 一部改正)

(平成15年5月13日 一部改正)

(平成19年4月 1日 一部改正)

(平成23年4月 1日 一部改訂)

(平成24年4月 1日 一部改定)

(平成27年4月 1日 一部改定)

(平成29年4月 1日 一部改定)